

TOPICS

- ◆ のむら復興まちづくり計画を策定 ① ④ ⑤
- ◆ 宇和町石城地区（岩木）に発令する避難指示の解除について ② ③
- ◆ 宇和町明間地区（四道）に発令する避難指示解除に向けた状況について ④
- ◆ 乙亥会館復旧工事の終了、復興まちびらきシンポジウム・ワークショップの開催関連 ⑥
- ◆ 新型コロナウイルスに感染しない、感染させないために ⑦ ⑧

のむら復興まちづくり計画およびアクションプランを策定

西予市復興まちづくり計画(平成31年3月)では、野村地区の復興方針の一つとして「市民、行政、学識者等の協働(総働)による未来へ飛躍する復興の実現」を掲げています。その具体的な取組みの第一歩として、野村地区の復興まちづくりのあり方について、愛媛大学、東京大学の協力のもと、野村地区内自治会や各種団体代表者、公募による市民、野村高校の生徒が参加した「のむら復興まちづくりデザインワークショップ」を開催し、市民の視点で話し合いを進めてきました。このたび、このワークショップでの話し合いの結果を「のむら復興まちづくり計画」として策定しました。

本計画は、野村に住む地域の人たちが描いた、野村の将来像を形にしたものであり、“夢”や“理想”の姿を語っている部分もありますが、「これまでののむら」を守り「新しいのむら」を創り出す計画となっています。

本計画を進めていくためには、誰が、いつ、どのように進めていくかが重要となります。地域に住む一人ひとりが、それぞれの立場で出来ることを模索し、より良いのむらの実現に向けた道標として役割を担う計画となります。



また、西予市では、これらの目標像、施策の実現に向けた“市としての行動計画”を「のむら復興まちづくり計画 アクションプラン」(4～5ページ参照)としてとりまとめを行いました。このアクションプランは、「今、市としてできること」を中心に作成したものであり、地元住民の方を始めとする市民の皆様方、各種団体との連携を図ることで、更なる展開・発展等が期待されるものと考えます。

なお、本アクションプランに掲げた施策・事業だけで「のむら復興まちづくり計画」に掲げた将来像の実現は困難です。皆様、お一人お一人の自主的な取組を促し、多様な主体の参画と協働により、野村の復興まちづくりを進めて参ります。

「のむら復興まちづくり計画」およびアクションプラン本体は、西予市ホームページに掲載しています。

宇和町石城地区(岩木)に発令する避難指示の解除について

平成30年7月豪雨により、西予市宇和町岩木地内の山腹崩壊を要因とする土砂の流出が発生し、下流の住宅および市道へ大量の土砂が流入する甚大な被害が発生しました。山腹崩壊地および溪流内には不安定土砂、倒木が多量に堆積しており、今後の豪雨等により、下流域へ土砂等が再流出する恐れがあり、大変危険な状態であることから、避難指示を継続して発令している状況にありました。

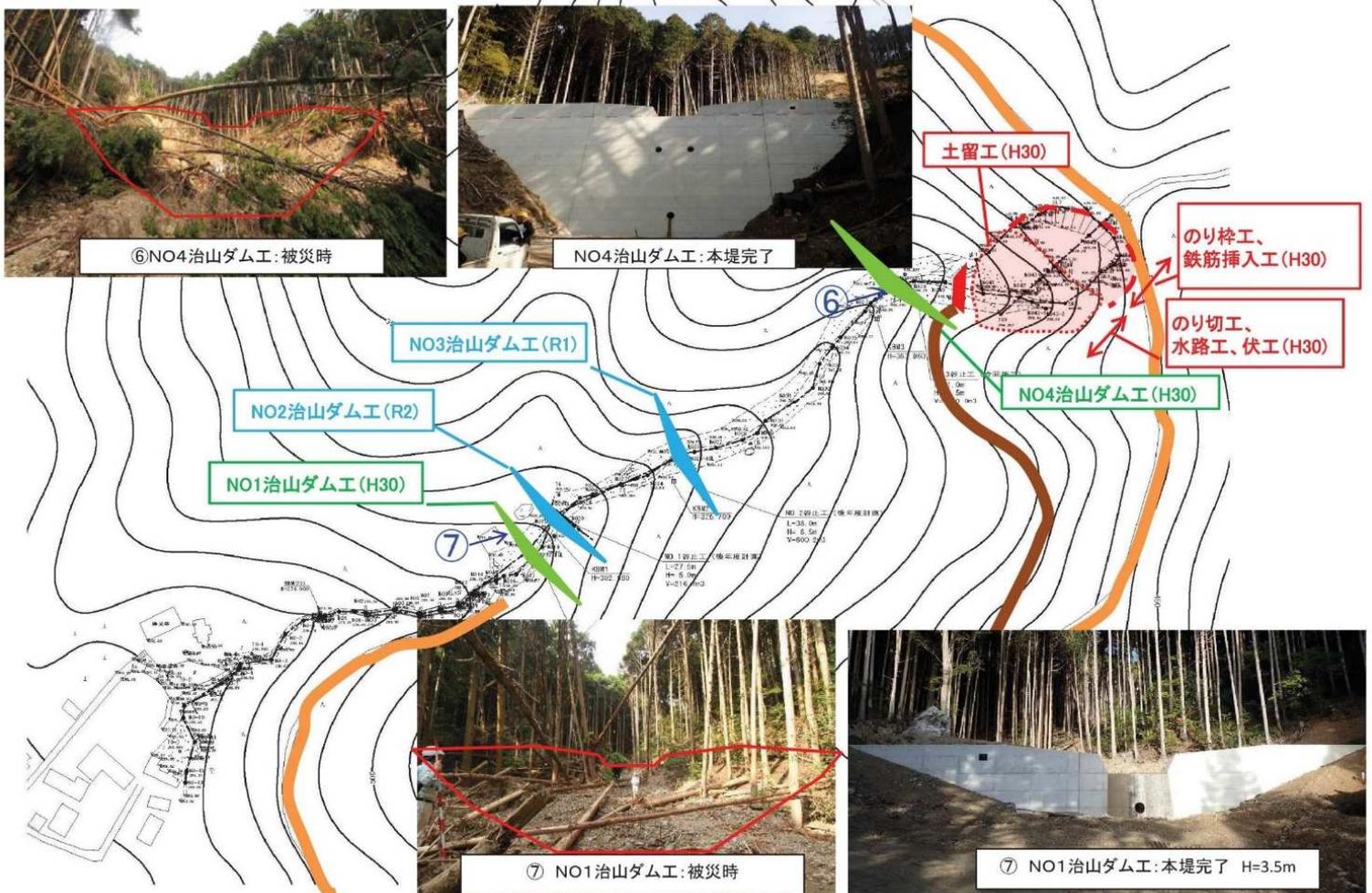
同箇所においては、復旧整備として災害関連緊急治山事業(岩木地区)が進められており、治山ダム4基、土留工、のり砕工等が計画されています。このたび、本事業において、避難指示発令を解除する目途としていた最上部のNo4治山ダム、最下部のNo1治山ダムが完成し、発災前の安定した状態に戻ったと災害対策本部にて確認いたしました。

最上部のNo4治山ダムの完成や法切工、不安定土砂の撤去により、崩壊箇所におけるこれ以上の崩壊による土砂流出を抑制することができます。また、最下部のNo1治山ダムの完成により、No4治山ダムから下流に堆積する土砂の直下への流出防止を図ることができます。これらのことから、災害対策本部では、常時避難を要する状況は解消されたと判断し、令和2年4月3日をもって避難指示の発令を解除することといたしました。

しかしながら、警報(土砂災害)が発令されるような天候状態においては、当該地域に限らず、山腹崩壊の危険性には変わりないため、市からの避難情報に留意いただくとともに、各種メディア等を通じて気象情報等の収集を行い、早めの避難を心掛けてください。

岩木地区を始めとした石城地区の皆様には、避難指示発令に伴い、多大なるご不便とご心配をおかけしました。今後、さらなる安全性を確保のために、残りの工程を進めて参りますので、引き続き、工事へのご理解とご協力をお願いします。

【治山工事概要】



・岩木地区避難指示発令に伴って応急仮設住宅にお住まいの方へ

建設型仮設住宅にお住まいの方は、退去予定日が決まりましたら、建設課までご連絡ください。鍵の返却、立会い検査等の日時や上下水道にかかる手続き等について、ご案内いたします。※電気、ガス、CATV等は、個別に事業者と手続きください。

共用終了後の建設型仮設住宅の取扱いに関しては、全ての入居者の皆様に退去の見込まれることとなった後に、地元代表者の皆様とご相談いたします。

※みなし応急仮設住宅にお住まいの方へは、福祉課から、個別にご連絡いたします。

～ご自宅に帰る(退去する)ときの注意事項～

- ① 入居者ご自身が持ち込んだ家財・機器類は全て搬出をお願いします。
- ② ごみは適切に処分してください。
- ③ 備付の設備等で、入居中に取り外したものがあれば、退去検査時にお伝えください。
- ④ 床・壁、建具、流し台等はできる限りの清掃をお願いします。
- ⑤ 電気、ガス、CATV等については、入居中において契約解除と精算を行ってください。

【主な連絡先】

▶四国電力 ☎ 0120-410-796 ▶河野石油 ☎ 62-9001 ▶西予CATV ☎ 62-7811

- ⑥ 建設型・みなし型ともに、避難指示解除後3か月程度を目途に、退去についてご検討ください。

【問い合わせ先】福祉課 ☎62-6428 建設課 ☎62-6410 上下水道課 ☎62-6411(上水道) ☎62-6495(下水道)

・固定資産税の取扱いについて

避難指示発令区域内に存する固定資産について、避難指示発令が解除される日を含む年度までの固定資産税を減免とすることとしています。発令解除が令和2年4月3日ですので、令和2年度までの固定資産税が減免の対象となっており、令和3年度以降は通常通り課税となります。 【問い合わせ先】税務課 ☎ 62-6401

宇和町明間地区（四道）に発令する避難指示解除に向けた状況について

四道地区治山工事では、崩壊箇所頂上部を、法枠(のりわく)工により安定化を図り、崩壊した斜面は、合計9基の土留(どどめ)工を施工し、不安定な土砂が移動しないようにして、斜面の勾配を緩くする計画です。また、崩壊斜面中央部には、降雨等を排水するための水路工が施工されます。現在、頂上部の法枠工が完成し、上部から2基目までの土留工が完成し、引き続き3基目に着手しているところです。

今後の見込みについては、11月末を目標として上部から6基目までの土留工の完成を目指し、その時点で、発注者である愛媛県、施工業者から状況説明を受けて、災害対策本部において、常時避難を要する状況であるか否かの安全性を判断する予定としています。※残りの3基については、令和3年3月末完成を目標としています。

また、延期していました応急仮設住宅の供与期間延長にかかる意向調査を実施いたします。意向調査に記載いただき、同封の返信用封筒にて、お近くの郵便ポストへ投函ください。応急仮設住宅の供与期間延長に必要な調査ですので、ご協力をお願いします。

四道地区を始めとした、明間地区の皆様には、避難指示の発令が長期間にわたり継続していることにより、多大なるご不便をおかけしていますが、二次災害防止のための安全確保を最優先課題と位置付けていますので、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。



四道地区治山工事の様様：令和2年4月5日撮影

のむら復興まちづくり計画・アクションプランに掲げる施策・事業概要一覧表

| のむら復興まちづくり計画 | | アクションプランに掲げる施策・事業 | | |
|------------------------|--|---|--|--------------------------|
| 目標／施策体系 | | 施策・事業名 | 施策・事業の概要 | |
| (1) 肱川と共に生きる | | | | |
| 1-1 肱川の河川改修 | | 肱川流域河川整備計画(野村地区)の早期実現に向けた調整 | 地元住民、河川管理者である県との協力関係のもと、肱川流域河川整備計画の一日も早い実現を目指す。 | |
| 1-2 河川沿いの魅力ある空間整備 | ①河川沿いの空間整備 | 河川周辺の整備 | のむら復興まちづくりデザインワークショップで出た意見をもとに、豪雨災害で被災した河川周辺の空間整備を行い、住環境の向上と街の賑わいづくりを行う。 | |
| | | 被災施設解体 | 被災した給食センターを解体し、空間整備につなげる。 | |
| | | ヘリポート整備事業 | 河川周辺の空間整備とあわせてヘリポートの整備を検討する。 | |
| | ②温浴施設の整備検討 | ノルディックウォークの推奨 | 河川沿いを活用したノルディックウォークを推奨し、運動へ取り組む機会の増加と健康の向上を図る。 | |
| | | 温浴施設の実現可能性の検討 | 温浴施設の実現可能性と、その手法等について検討を行う。 | |
| ③酒蔵の利用・活用 | 地域発「せいよ地域づくり」事業 | 「自分たちの地域は、自分たちの手で」を基本方針に地域住民が主体性をもった地域課題解決の取り組みを支援する。 | | |
| 1-3 避難体制の強化 | ①避難路の整備、指定避難所の充実等 | 地域防災計画の見直し | 地域防災計画の改訂に併せ、各指定避難所における、災害種別に応じた開設の適否情報を掲載する。 | |
| | | 避難所運営体制の強化による地域防災力の向上 | 県と連携した「避難所ごとの運営マニュアル」モデルの研究・策定を行う中で、「避難したくなる避難所」を検討する。また、避難所ごとの運営マニュアル策定を推進する。 | |
| | | 野村支所庁舎建設事業及び周辺整備を通じた避難所設置の検討 | 現野村支所周辺における指定避難所の充実を図ることを検討する。検討にあたっては、避難することへの抵抗感を低減することに留意する。 | |
| | | 乳幼児世帯向け避難所への検討 | 野村保育所の開園後、保育所であることを活かし、乳幼児世帯の受け入れに特化した避難所としての運用を目指す。 | |
| | ②市民一人ひとりの防災意識の向上 | 防災訓練実施事業 | 肱川(野村ダム下流域)におけるタイムライン(防災行動計画)の策定に伴い、出水期前に野村地区で検証訓練を行う。 | |
| | | 防災対策啓発活動事業、自主防災組織活動育成補助金事業 | 自主防災組織等が実施する地区防災計画の策定や訓練、拠点整備、その他防災に関する取組の支援を行う。 | |
| | | 「防災学習」の充実 | 学校と連携しながら、災害記録伝承室等の活用などを通して学習の充実を図り、防災意識の向上につなげる。 | |
| | | 乙支会館での災害記録伝承室の整備 | 平成30年7月豪雨の被害や復旧・復興の取組等を地域内外の住民に伝えていくため、乙支会館にて災害記録伝承室の整備を行う。 | |
| | | (2) 野村の住民だけでなく、地域外からも野村に来たくなるような商店街を創る | | |
| | | 2-1 魅力ある店舗・商品の創出、PR強化 | ①新たな店舗の誘致 | 新規出店者店舗改修補助金・店舗リニューアル補助金 |
| 創業支援事業 | 新規創業を目指す市民を支援するため、各種講座、セミナー開催を計画・開催する。 | | | |
| ②野村の特産品の開発、PR強化 | 産業活性化対策事業 | | 会社組織の立ち上げや販売促進、加工品開発、グリーン・ブルーツーリズム事業への補助金を交付し、産業振興を図る。 | |
| | ジオブランド推進事業 | ジオパークの物語と西予市の産品を結びつけた地域産品の魅力と販売力の向上を目指す。 | | |
| 2-2 憩い・集い、周遊を促す空間整備 | ①空地等を活用したスポット整備 | のむら復興デザインプロジェクト | のむら復興まちづくり計画を実践に移し、行動や形として具現化するために、のむら復興まちづくりデザインワークショップを開催する。 | |
| | ②商店街の周遊を促す工夫 | 中心市街地再興プロジェクト(仮称) | 商工会野村支部・商業協同組合を核として、社会構造・経済構造の変化等を研究・協議し、再興に向けた新時代の中心市街地のあり方を探る。 | |

| | | | |
|-------------------------------|--------------------|---|---|
| 2-3 若者のチャレンジ等の支援 | ①空家・空き店舗等の活用 | 新規出店者店舗改修補助金・店舗リニューアル補助金【再掲】 | 新規出店者店舗改修補助金・店舗リニューアル補助金を拡充し、新規出店希望者に対して支援することにより、新規出店の後押しを行う。 |
| | ②中高生と商店街の連携 | のむら復興デザインプロジェクト【再掲】 | のむら復興まちづくり計画を実践に移し、行動や形として具現化するために、のむら復興まちづくりデザインワークショップを開催する。 |
| (3)「相撲文化」や「飲む村、のむら」等の野村の文化を守る | | | |
| 3-1 のむらブランドの復興、PR強化 | ①「相撲文化」のPR強化等 | 実業団相撲大会等の誘致 合宿誘致事業 | 実業団、大学、高校等の相撲大会の開催を誘致する。 市外のスポーツ・文化団体等が合宿活動をするにあたり、市内宿泊施設に宿泊した際の宿泊費の補助を行う。 |
| | ②「飲む村、のむら」の継承 | 地域発「せいの地域づくり」事業【再掲】 健康総合対策事業 | 「自分たちの地域は、自分たちの手で」を基本方針に地域住民が主体性をもった地域課題解決の取り組みを支援する。 西予市の中でも、野村地区は高血圧、糖尿病(の患者)が多い傾向にあり、お酒の飲み方やつまみの内容などに工夫が必要である。「適塩・適糖・しっかり野菜 適量守って、楽しく飲もう」 |
| 3-2 のむらの文化を伝える仕組みの構築 | | 食育事業 復興！乙亥大相撲クッキング | 野村地域の地産地消を推進するために野村地区の昔ながらの郷土料理や地元食材を活用したレシピを普及する。 市内小学生や保護者を対象とした料理教室として、野村でなじみのある「ちゃんこ鍋」や「まきようかん」等の調理を教わり交流を図るとともに、防災意識を高める。 |
| 3-3 のむらならではの魅力を活かし来訪者を呼び込む | ①野村の魅力のPR | 桂川溪谷の災害復旧事業 | 平成30年7月豪雨により被害を受けた桂川溪谷の復旧方策を検討する。 |
| | | 四国西予ジオパークエスト(野村町編) のむら軽トラ市開催 | 県内外の子どもたちを対象とした6泊7日のキャンプを実施する。 野村町の拠点施設である乙亥会館で軽トラ市を定期開催し、ヒトとモノの交流を創出する。 |
| | ②新たな魅力の創出 | 一般社団法人「西予市観光物産協会」の設立 | 行政の補完ではなく、公益を主体的に担う一般社団法人を設立する。 |
| | ③宿泊施設等の整備 | 新規出店者店舗改修補助金・店舗リニューアル補助金【再掲】 | 新規出店者店舗改修補助金・店舗リニューアル補助金を拡充し、新規出店希望者に対して支援することにより、新規出店の後押しを行う。 |
| 産業活性化対策事業【再掲】 | | 会社組織の立ち上げや販売促進、加工品開発、グリーン・ブルーツーリズム事業への補助金を交付し、産業振興を図る。 | |
| (4) 地域で支え合い、市民一人ひとりが活躍するまちを創る | | | |
| 4-1 野村の生活、文化を守るための移動手段の確保 | ①地域で支える公共交通のあり方の検討 | 生活交通バス運行事業 | 廃止路線代替バス、生活交通バスを運行し、通院や買い物など、交通弱者の日常的な移動を確保する。 |
| | ②地域による買物支援等の取組 | 高齢者移動支援事業 | 地域で作る高齢者の外出(買い物支援)を支援する仕組みづくりを検討する。 |
| 4-2 若者等の定住を促すための条件整備 | ①雇用の場の確保 | 農業後継者育成事業※ファーマーサポート事業 | 新規就農希望者向け研修施設(施設園芸)での研修、技術の習得を始め、経営の不安定な新規就農者・農業研修生を支援する。 |
| | | 創業支援事業【再掲】 | 新規創業を目指す市民を支援するため、各種講座、セミナー開催を計画・開催する。 |
| | ②住みやすく、魅力的なまちづくり | バリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮した景観まちづくりの推進 | 西予市都市計画マスタープランにおいて掲げた、道路空間や施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮した景観まちづくりに努める。 |
| (5) その他(4つの目標像を後押しする施策・事業) | | | |
| 移住者住宅改修支援事業 | | 愛媛県外からの移住者が、自身の居住のために空き家バンクに登録された空き家の改修等を行う際に、改修等に要する経費を補助する。 | |
| 移住定住促進空き家活用住宅事業 | | 市内の空き家を市が借り上げ及び改修を実施し、移住者に最大10年間賃貸する。 | |
| 新野村保育所の開園 | | 平成30年7月豪雨で被災した野村保育所を安心安全な場所へ移転新築し、地域の方々の活力となるような保育所運営を行っていく。 | |
| 高齢者の交流の場・機会づくり | | 野村老人憩の家を会場として、いきいき健康体操等を行ってきた自主グループに対して、保健福祉センターを代替会場として利用するよう促進する。 | |
| 乙亥会館の利活用 | | 社会体育施設として生まれ変わった乙亥会館を利用し、健康増進とスポーツ・レクリエーション活動を通じ、健康と生きがいづくりを推進する。 | |
| せいの地域おこし協力隊 | | 野村地域の着地型観光振興を主なミッションとした地域おこし協力隊員を3年間の活動期間で委嘱する。 | |

乙亥会館の災害復旧工事が終了しました。

災害で甚大な被害を受けた西予市乙亥会館では、この度、災害復旧工事を終えました。両国国技館をモデルにした造りはそのままだに、乙亥大相撲などのイベントや各種スポーツで使えるアリーナ、会議室など多様な機能を備えています。利用開始は5月6日以降を予定しており、詳細は随時市ホームページでお知らせします。また、復興のシンボルとして、災害の記録などを伝える「災害伝承展示室」を、7月5日にオープンすることを目指して整備中です。



▲復旧工事を終えたアリーナ



▲災害伝承展示室のイメージ
(7/5 オープン予定)

【問い合わせ先】 ■乙亥会館の利用に関して 野村教育課 ☎ 72-1117
■災害伝承展示室に関して 復興支援課 ☎ 62-1455

「せいよ復興まちびらきシンポジウム」開催の判断を4月末に

7月5日(日)に開催予定としています「せいよ復興まちびらきシンポジウム&コンサート」について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月末に開催するかどうかを判断します。

結果は5月上旬に市ホームページなどを通して、お知らせします。

「のむら復興まちづくりデザインワークショップ」を引き続き、開催します

「のむら復興まちづくり計画」を行動や形に具現化するための意見交換を行う「のむら復興まちづくりデザインワークショップ」を、愛媛大学、東京大学の協力を得ながら、引き続き開催します。

現時点では、昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止のための取り組みとの兼ね合い上、開催時期を決定しかねている状況です。開催時期が決定次第、市ホームページ、防災無線等により、お知らせいたします。

【令和2年度に予定しているテーマ】

- ・河川沿いの魅力ある空間整備
- ・若者チャレンジの支援
- ・のむらならではの魅力を活かし来訪者を呼び込む 等

SEIYO 2020 SHIKOKU EHIME

シンポジウム&コンサート

未来に向けて 一歩ずつ

令和2年 2020.07.05 (Sun) 9:00 → 16:30

会場 西予市乙亥会館 (及び周辺)
〒797-1212 愛媛県西予市野村町野村 12-10

主催 西予市 共催 愛媛大学 協賛 野村会館協会

午前:シンポジウム 入場料 無料
午後:コンサート

#さだまさし #Yurica #INSPI
#西予市 #復興 #シンポジウム #コンサート
#ハナルデンヌカッショウ #講演

新型コロナウイルスに感染しない、感染させないために いま 自分自身ができることから始めましょう。

愛媛県においても新型コロナウイルスの感染が広がっています。

西予市では、市民の皆さまにその感染予防対策などをお知らせして、まん延防止に努めています。

対策として、「マスク着用を含む咳エチケット」「正しい手洗いの励行」に加えて、

- ・ 一人ひとりの体調管理
- ・ 換気が悪く、人が密に集まる空間や密接した近距離での会話、不特定多数が集まる場所を避ける

など、皆さまが気に留められ、ほんの少し心がけていただくことが、感染を抑えることにつながります。

どうか皆さまのご協力をお願いいたします。

※マスクが手に入りにくい状況が続いております。裏面にペーパータオルを利用したマスクの作り方を記載しましたのでお役立てください。

こんな症状の方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合



相談センター問い合わせ

◆ 帰国者・接触者相談センター

☎ **089-909-3483** 【24時間体制】

◆ 新型コロナウイルスに関する一般相談

☎ **089-909-3468** 【24時間体制】

“キッチンペーパー”を使用したマスクの作り方(警視庁災害対策課考案)

[はじめに] 簡易マスクの注意事項

今回、ご紹介する警視庁災害対策課考案の簡易マスクは「密閉性には少し欠けますが、砂ほこり等は十分に防げる」と性能が限定的であることを公表しています。しかし、咳やくしゃみ等の症状がある人はマスクの着用により、ウイルスが周囲に飛び散ることを防ぐことができます。

市販のマスクが手に入らない時の応急処置、かつ感染予防ではなく“咳エチケットの補助”として使用してください。また、湿ったマスクは菌の繁殖を促します。吸収性の高いキッチンペーパーを使用する場合にはこまめに交換しましょう。

※咳エチケットとは？…インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症を他人に感染させないために咳やくしゃみをする際にマスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえることです。

[準備するもの]

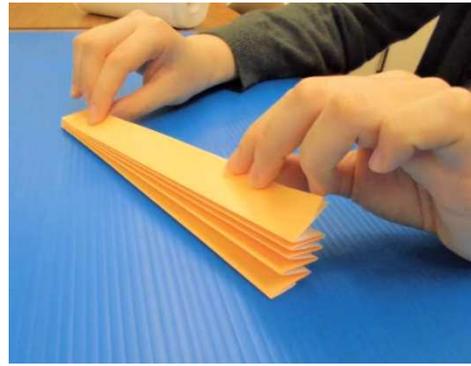
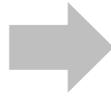
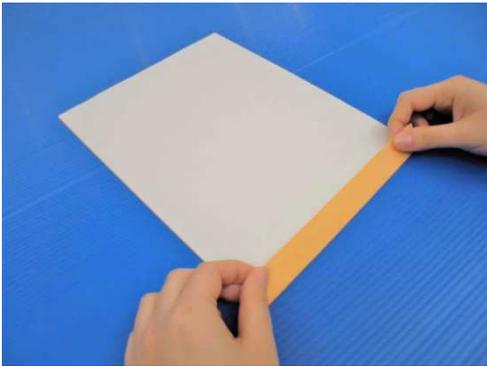
キッチンペーパー (1枚)・輪ゴム (2本)・ホッチキス

[マスクを作る前の準備]

- ・手をせっけんできれいに洗きましょう
- ・作業する机の上も清潔なふきん等で拭きましょう

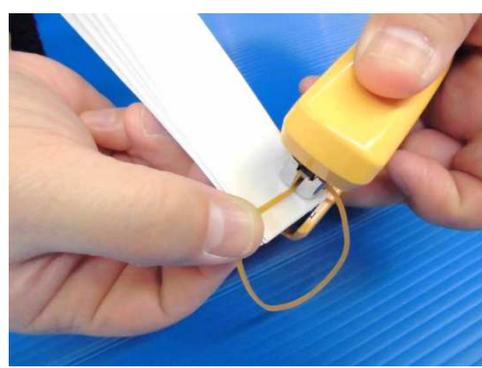


1. キッチンペーパーを切れ目に沿って破り、幅 1.5 cm で蛇腹折りにします。



2. 折ったキッチンペーパーの端に輪ゴムを当て、ホッチキスで止めます。

※顔の大きさは人によって異なるため、輪ゴムの位置をずらし調整していく



3. 折ったキッチンペーパーを広げ、両端の輪ゴムを耳に掛けます。



↑簡易マスクの完成！

口とマスクの間にガーゼを挟むと強度が増します！

【装着例】



警視庁考案簡易マスク ～アレンジ編～

- ①輪ゴムの長さを調整
- ②耳が痛い時は平ゴム等で代用



【問い合わせ先】健康づくり推進課 ☎ 62-6407